

サロベツ原野

さるべつげんや

北海道豊富町、幌延町



①サロベツ原野



[登録番号] 1555

[登録年月日] 2005年11月8日

[面積] 2,560ha

[湿地のタイプ] M:永久的河川、溪流、小河川、
O:永久的な淡水湖沼、U:樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区、国立公園特別保護地区および特別地域

[国際登録基準] 1、3、6

湿地の概要

サロベツ原野は、北海道の北端、稚内市の南約40kmに位置する泥炭湿原で、その中心部の高層湿原など2,560haが条約湿地に登録されている。

かつては東西8km、南北27km、面積1万4,600haの広大な湿原だったが、1960年代以降の大規模開発で急速に減少した。それでも、サロベツ川が湿原の周りを大きく周回していたため、水位の変動が小さく栄養分の供給が少ないなど、高層湿原が発達する条件が整っていたことから、平地の湿原としては日本最大級の高層湿原が残された。

湿原は西側の南北に走る砂丘で日本海

と隔てられ、湿原中央部には、ホロムイイチゴイボミズゴケ群落、ホロムイソウミカヅキグサ群落、ナガバノモウセンゴケウツクシミズゴケ群落、ヌマガヤーホロムイシグサ群落など高層湿原、中間湿原、低層湿原が同心円状に発達している。そして南側にはベンケ沼、パンケ沼をはじめ大小の沼が点在する。

かつてサロベツ原野は大きな潟湖で、4,000年ほど前から砂丘の発達によって海と遮断されて湿原の形成がはじまった、その過程でできた海跡湖沼である。



湿地にかかわる動植物

春から秋にかけ、サロベツ原野では100種以上の植物が花を咲かせる。ツルコケモモ、モウセンゴケ、ワタスゲ、ヒメシャクナゲ、エゾカンゾウ、タテヤマリンドウなど、色鮮やかな花々で湿原は埋めつくされる。北側のサロベツ湿原センターと幌延ビジターセンター周辺には木道が整備され、これらを間近に観察できる。

ベンケ沼、パンケ沼は、水鳥の繁殖地、渡り鳥の中継地として重要で、オオヒシタイ、コハクチョウの東アジア地域個体群の個体数の1%を定期的に支えている。

このため東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワークへ参加申請し、2021年10月25日に151番目、国内では34番目のネットワーク参加地として承認された。

また、サロベツ原野は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているシマアオジの国内唯一の繁殖地となっており、民間団体などにより、その保全に向けた各種活動が行われている。



②ミツガシワ

③エゾカンゾウ



④イソツツジ

保全・管理の取組

サロベツ湿原センターでは、湿原の成り立ち、動植物、地域の人々の暮らしや産業、かつての泥炭採掘の歴史等について知ることができる。また、木道自然ガイドやスノーシューハイクなど、サロベツ原野の自然を体感することができるプログラムが用意されている。

サロベツ原野の一部では、農地造成や河川改修など多様な人間活動の影響によって地下水位の低下と地盤沈下が発生し、湿原の乾燥化が進み、ササの侵入や外来種の繁茂などの植生の変異が懸念されている。そのため、豊富町側では2005

年に上サロベツ自然再生協議会が組織され、2006年に上サロベツ自然再生全体構想が策定された。湿原再生の取組や湿原と隣接する農用地との湿地保全を両立させるための取組を行っている。この取組には、関係する省庁のほか、地元自治体や地域住民、関係機関などによって組織され保全に向けた活動が実施されている。2018年には第3期上サロベツ自然再生普及行動計画が策定されている。



⑤サロベツ原野と長沼



⑥秋の渡りの様子



⑦笹剥ぎ取り試験地観察の様子

ワイズユースの取組

地域住民を含めた多様な機関、団体が参加する上サロベツ自然再生協議会では、自然再生の取組や保全のあり方について協議し、サロベツ原野に関する普及啓発活動や住民参加に繋がる多様な取組が実施されている。具体的には、農業用排水路への沈砂池設置、湿原と農地の間への緩衝帯の設置、河川への水抜き水路の埋め

戻し、笹剥ぎ取り試験、地域住民が参加するアメリカオニアザミ、セイヨウオオマルハナバチなどの外来種除去、湿原と農業の共生をテーマとしたイベント「サロベツエコモ―day」の開催、冬に雪原となる湿原におけるスノーシュー散策、湿地に親しむイベントの開催、広報誌の発行などが行われている。

関連自治体

豊富町役場 ☎0162-82-1001／幌延町役場 ☎01632-5-1111

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

- 基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。
- 基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。
- 基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。
- 基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。
- 基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。
- 基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。
- 基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。
- 基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。
- 基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

サロベツ原野(さろべつげんや)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: サロベツ・エコ・ネットワーク(①③⑥)、幌延町(②④⑤)、豊富町(⑦)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なしで全部あるいは一部を複写することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なしでの商業的利用を禁止します。

2023.03